

<b>授業計画案 「法人類学」 (Anthropology of Law)</b>	
<b>■</b>	<b>授業担当者</b> ：池田光穂
<b>■</b>	<b>履修対象/Eligibility</b> ：3年次以上
<b>■</b>	<b>開講時期/Schedule</b> ：(半期)
<b>■</b>	<b>講義室/Room</b> ：(未定)
<b>■</b>	<b>講義題目/Course Name</b> ：文化としての法・入門：Introduction to Law as Culture
<b>■</b>	<b>授業の目的と概要/Course Objective</b> ： 法人類学の、今日のポイントは、文化と人権がさまざまな箇所で交錯する諸問題——人権や司法権は普遍的か？権力はどのようにして正しさという正当性をもつようになるのか？等——を検証することにあります。文化人類学という学問が明らかにしてきた、文化概念の相対性を通して、正しさの相対性と普遍性についての議論はその参照基準になり、様々な社会的な事例から受講生自身が考察することができるようになることが、この授業の最終的な目的になります。この授業では、法の概念、正義の概念、宗教や民族のマイノリティが共同体において権利をもった主体として生存権が保証され、かつ価値の相違を超えて共存できる、社会的・法的条件は何かということを中心に探究されることになるでしょう。
<b>■</b>	<b>学習目標/Learning Goals</b> ： 1. 法人類学にまつわる重要なキーワードや術語——秩序、紛争、法多元論、実定法、国家法、国際法、慣習法、人権、リーガリズム、移行期正義、裁判外紛争解決——について理解し、君たちの友人、つまり同じくらいの理解力をもった学生に、それらをわかりやすく説明することができるようになる。 2. この受講期間中に、国内外のニュースに触れた際に、これらの授業テーマと関連づけて、インターネットなどで情報をさらに収集し、短い(数百字程度)の論理だった解説を書くことができるようになる。
<b>■</b>	<b>履修条件・受講条件/Requirement; Prerequisite</b> ： 履修対象学年以上であれば誰でも受講できます。教科書を利用しますので、当該箇所を口頭により説明することがあります。日本語で授業しますが、英語の教材(DVDや新聞資料)を一部利用します。
<b>■</b>	<b>特記事項/Special Note</b> ：ありません。
<b>■</b>	<b>授業計画/Special Plan (回) 題目/Title</b> ：内容/Content (内は教科書；参考書(2)の対応する章) 1. 法人類学への招待(1)：イントロダクション：法人類学を学ぶことの意義や利点。(序) 2. 法人類学への招待(2)：法の概念について紹介、法の哲学的側面、実生活における法について。(序) 3. 文化としての法：法、法律、規範(ルール)、慣習、約束、など私たちが《法なるもの》と呼んでいることについて具体的に考えます。(1章) 4. 支配としての法：法は社会のコントロール手段と言われます。法の統制的面について解説します。(1章) 5. 問題解決法としての法：紛争解決の手段について、私たちがすぐに思いつくのは、復讐や泣き寝入りではなく、法による解決方法でしょう。応用法人類学(ALA)という領域の裁判外紛争解決(Alternative Dispute Resolution, ADR)について考えます。(3章；Ch. 6) 6. 支配の源泉としての法：古代法の概念には、親族や血縁によるコントロールと地縁隣保集団による規約によるコントロールがあります。(2章・3章；Ch. 2) 7. 慣習法の世界：(近代の)成文法と異なる点で、慣習法はいわゆる近代国家の「法律」に該当するか否かの論争があります。グラックマンの事例等から考えます。(1章；Ch.3&5) 8. 法的プロセス：司法的プロセスは、条文を現実の事例に適合させる過程と言えます。人類学者がおこなう調査と法律家の現場の類似性について「ローカルノレッジという観点から考えます。(3章；Ch.6) 9. 法の運用面：法の実体は条文の中にとどまるだけではありません。訴訟プロセス、法廷でのやりとり、そして判決と司法的解決の中にもみられる「文化としての法」について考えます。この回の授業は第2回「文化としての法」の議論を更に深めるものです。(3章；Ch.3) 10. 法の権威の相対化について：法廷における法の運用だけが法的解決ではありません。裁判外紛争解決など法廷の外での、法廷における裁定の「代替(Alternative)手段」について、さまざまな提案が近年なされています。(2章；Ch.1) 11. 法多元論について：国家法と同時に、さまざまな地域やコミュニティでは(伝統的)慣習法やルールのようなものがあります。日本では、入会権があります。国家法と、それ以外のルールの共存状態は、途上国のみならず、先進国においても見かけられたり、時に復活したりします。このような状況——法の多元化状況——について考えます。(4章；Ch.4)

<p>12. <b>民主主義と法的規制の共存</b>：難民や移民などのグローバルな人の移動は国際間をこえた〈普遍的人権〉擁護の必要性についての検討という課題を我々に与えます——移行期正義がその最たる概念。国家法で定められた領域からの逸脱や越境が、国際社会に新たな課題をつきつけています。(2章; Ch.6)</p> <p>13. <b>法現象のカルチュラルスタディーズ</b>：法・法律が市民生活のなかに浸透するにつれて、警察や司法当局が定義する法とは異なる〈民衆的概念としての法〉や〈民衆的概念としての正義〉が登場します。市民の法や正義の概念把握は、法を施行し、また人権や市民的正義を保護・実行するためには、重要な要件になります。これらの現象を研究するアプローチが「法現象のカルチュラル」ないしは「法カルチュラルスタディーズ」(legal cultural studies)と呼ぶべきものです。(4章; Ch.4)</p> <p>14. 〈<b>エクスカーション</b>〉：授業期間のなかで司法の現場への——裁判の傍聴、警察博物館、法務省(法務資料展示室)等——見学を予定しています：授業時間外に、個人で申し込みするものと、人数を制限したグループツアー形式の2種類があり、課外活動としておこないます。日程やスケジュールは別途計画します。</p> <p>15. <b>まとめ</b>：法人類学のおさらい：事前に提示する〈法人類学10のキーワード〉について解説し、授業のまとめとします。</p>
<p>■<b>授業形態</b>/Type of Class： 講義。ただし受講者人数によりミニ・ディスカッションとプレゼン・フィードバックの実施も考慮します。</p>
<p>■<b>授業外における学習</b>/Independent Study Outside of Class： 教科書の関連する箇所を指示しており、事前の読解や予習が必要です。復習では、授業で触れた重要なキーワードを、新聞記事DBやネットによるニュース検索を通して事例を収集しておく、次回の授業への取り組みへの励み(=学習者のインセンティブ)になります。</p>
<p>■<b>教科書・教材</b>/Textbooks： 著者名/Author：ローレンス・ローゼン(著)、角田猛之ほか訳 教科書名/Title：『文化としての法：人類学・法学からの誘い』 出版社名/Publisher：福村出版(2011年) ISBNコード/ISBN：9784571410437</p>
<p>■<b>参考文献</b>/Reference： (1) E.A.ホーベル『法人類学の基礎理論』千葉正士・中村孚美訳、成文堂、1984年(中央図書館に所蔵) (2) Ronald Niezen, <i>Public justice and the anthropology of law</i>. Cambridge University Press., 2010 ISBN: 9780521152204</p>
<p>■<b>成績評価</b>/Grading Policy： 8割以上の出席を義務づけます。予習を伴った出席(10%)、レポート(20%)、最終試験(70%)</p>
<p>■<b>コメント</b>/Other Remarks： 法人類学を学ぶための資料は多言語・多文化領域にわたっている。しかし、どの言語においても確実な資料分析能力すなわち読解力が欠かせません。授業スケジュールに従い教科書を精読し、かつ関連文献を入手し短期間に読解することが必要になります。毎回の予習を通して教科書に書かれていることを十全に理解することが、最初の学習目標です。次に授業で話されること、議論されたことを記録しまとめる(=書く)能力を養いましょう。授業終了後に、興味をもったテーマについて短いエッセーを書く習慣をつけること、これが二番目の学習目標です。授業ではこの2つを常に心がけるようにしてください。</p>
<p>■<b>キーワード</b>/Keywords：秩序、紛争、法多元論、国家法、国際法、慣習法、人権、リーガリズム、移行期正義、裁判外紛争解決</p>
<p>■<b>受講生へのメッセージ</b>/Messages to Prospective Students： 私の専門分野は、国際協力に関する医療人類学や開発人類学という学問で、主たるフィールドはラテンアメリカ、東南アジアおよび日本です。私の文化人類学に関する知識は、開発協力(JICAなどのODA)、またグアテマラ内戦やその後の先住民運動の研究を通して、8年近く(国際間ならびに地域の)紛争解決についての知識を得てきました。法人類学に関しては、上記のグアテマラ内戦(1961-1996年)での犠牲者の家族への聞き取り調査から移行期正義の問題に興味をもち、近年では、先住民族地域における地方自治について調査を重ねてきました。授業の中では、そのような生きたフィールドワークの内容についても触れて、法人類学という学問の実践的側面に語りたと思います。みなさんの積極的参加を促します。</p>